

個人情報の共同利用の取扱いについて

個人情報保護法では、健康診査事業等について事業主と共同して個人データを利用する場合には(1)個人データを共同利用する趣旨(2)共同して利用する個人データの項目(3)共同利用者の範囲(4)利用する者の利用目的(5)データ管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。

当組合では、共同利用の内容の公表を、ホームページへの掲載をもって行うことといたします。

〈当組合が事業主と共同利用する趣旨等は以下のとおりです。〉

1.個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同、または健保組合単独で健診及び事後指導を実施することが、被保険者及び被扶養者等の健康管理を推進する上で効率的、効果的である為、共同利用として実施する。

2.共同して利用する個人データの項目

(1) 被保険者

保険証記号・番号、氏名、役職、生年月日、性別、住所、事業所名、所属部署名、労働安全衛生法に基づく定期健康診断および特殊健康診断のデータ、後期高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査・階層化等のデータ、定期健康診断の追加項目（総コレステロール・尿酸・クレアチニン）のデータ、就業上の措置、管理区分、治療状況、医療機関からの情報

3.共同利用者の範囲

事業主、健康保険組合、産業医、保健師、委託医、委託先事業者

4.利用する者の利用目的

被保険者の健康の保持・増進のための健診と事後の保健指導、健康相談等への利用及び事業の評価・分析並びに産業医等他事業者との情報交換。

5.データ管理責任者の氏名または名称

（当組合）常務理事

（事業所）事業主